

玄海原子力発電所 2号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六-2
提出年月日	令和元年 10月 28日

玄海原子力発電所 2号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、
維持管理対象設備の
選定結果について

令和元年 10月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2 号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (1/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	施設件可本文配給設備		停止措置対象施設		判定	供用号炉	判定	備考
		内 鋼	内 鋼	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋				
1 原子炉本体の一般機構	その他の主要な経造	原子炉補助建屋	○	原子炉補助建屋	○	1, 2 ○			設置許可本文
2 強心	炉心支持部造物	炉心支持部造物	○	炉心支持部造物	○	2 ×			設置許可本文
3 燃料体	燃料集合体	燃料集合体	○	燃料集合体	○	2 ×			設置許可本文
4 原子炉本体	原子炉容器	原子炉容器	○	原子炉容器	○	2 ×			設置許可本文
5 放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉容器周囲のコンクリート壁	○	原子炉容器周囲のコンクリート壁	○	2 ○	○	○	設置許可本文
6 放射線遮へい体	原子炉容器外周のコンクリート壁	原子炉容器外周のコンクリート壁	○	原子炉容器外周のコンクリート壁	○	2 ○	○	○	設置許可本文
7							x		設置許可付付与
8						x			設置許可付付与
9						x			設置許可付付与
10						x			設置許可付付与
11						x			設置許可付付与
12						x			設置許可付付与
13						x			設置許可付付与
14						x			設置許可付付与
15						x			設置許可付付与
16						x			設置許可付付与
17						x			設置許可付付与
18	核燃料物質貯蔵設備 (燃料取扱設備)	燃料移送装置	○	燃料移送装置	○	1, 2, 4 ○	—	—	設置許可付付与
19						2 ○	○	○	設置許可付付与
20						2 ○	○	○	設置許可付付与
21						2 ○	○	○	設置許可付付与
22						2 ○	○	○	設置許可付付与
23						2 ○	○	○	設置許可付付与
24						2 ○	○	○	設置許可付付与
25						2 ○	○	○	設置許可付付与
26						2 ○	○	○	設置許可付付与
27						2 ○	○	○	設置許可付付与
28						2 ○	○	○	設置許可付付与
29						2 ○	○	○	設置許可付付与
30						2 ○	○	○	設置許可付付与
31						2 ○	○	○	設置許可付付与
32						2 ○	○	○	設置許可付付与
33						2 ○	○	○	設置許可付付与
34						2 ○	○	○	設置許可付付与
35						2 ○	○	○	設置許可付付与
36						2 ○	○	○	設置許可付付与
37						2 ○	○	○	設置許可付付与
38						2 ○	○	○	設置許可付付与
39						2 ○	○	○	設置許可付付与
40						2 ○	○	○	設置許可付付与
41						2 ○	○	○	設置許可付付与
42						2 ○	○	○	設置許可付付与
43						2 ○	○	○	設置許可付付与
44						2 ○	○	○	設置許可付付与

※1：廃止措置計画審査基準「新燃焼及び改修済燃料貯蔵設備と核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全強化上必要な設施、照明設備、排風装置等については、所要の性能を満足するよう改修済燃料貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加

※3：廃止措置計画審査基準「該機器の運転管理及び改修済燃料貯蔵設備の運転に伴う必要事項の監視・操作・保守・点検等の取扱い」に基づき追加

※4：廃止措置計画審査基準「改修済燃料貯蔵設備の運転に伴う必要事項の監視・操作・保守・点検等の取扱い」に基づき追加

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (2/4)

(設置許可本文) 設置区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	廃止措置対象施設 設置許可本文記載機器	内 訓 内 訓	判定	供用号炉 核計装	内 訓 核計装	備考 維持管理対象設備 ○：全ての機器が2号機専用又は1・2号機共用 ×：全ての機器が3・4号機との共用 -：3・4号機で維持管理する設備
							機器種別六に記載の設備 系用書類
45	計装	核計装	その他的主要な計装	○	○	その他的主要な計装	-
46			原子炉停止回路	○	○	原子炉停止回路	-
47	安全保全回路	その他的主要な安全保全回路	○	○	○	その他的主要な安全保全回路	-
48			制御材	○	○	制御材	-
49	制御設備	制御材運動設備	○	○	○	制御材運動設備	-
50			1次冷却材温度制御設備	○	○	1次冷却材温度制御設備	-
51			加圧器制御設備	○	○	加圧器制御設備	-
52	その他的主要な項	中央制御室	中央制御室	○	○	中央制御室	-
53			ガス圧縮装置	○	○	ガス圧縮装置	-
54			ガス液体タンク	○	○	ガス液体タンク	-
55	気体液体物の廃棄設備	原子炉附属屋根排気筒	○	○	原子炉附属屋根排気筒	○	原子炉附属屋根排気筒 設置許可本文
56			ほう液回収系	○	○	ほう液回収系	-
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64	廃液処理系	廃液処理系	○	○	○	格納容器冷却材ドレンタンク 補助連絡管材ドレンタンク	設置許可添付八
65							
66							
67	液体液体物の廃棄設備	液体液体物の廃棄設備	○	○	○	補助連絡管材ドレンタンク	設置許可添付八
68							
69							
70							
71	放射性廃棄物の廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄設備	○	○	○	補助連絡管材ドレンタンク	設置許可添付八
72							
73							
74							
75	洗浄排水処理系	洗浄排水処理系	×	○	○	洗浄排水系 A.薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク	設置許可本文
76							
77							
78							
79							
80	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	○	○	アスファルト固化装置 セメント固化装置	アスファルト固化装置 セメント固化装置	設置許可本文
81	ペイラ	ペイラ	○	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
82							
83	固体液体物の廃棄設備	固体液体物の廃棄設備	×	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
84	燃焼式固体液体物燃尽炉底燃除装置	燃焼式固体液体物燃尽炉底燃除装置	×	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
85	液体液体物処理設備	液体液体物処理設備	×	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
86	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	○	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
87							
88							
89	使用済油処理装置	使用済油処理装置	○	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
90	固体液体物貯蔵庫	固体液体物貯蔵庫	×	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
91	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器保管庫	×	○	ペイラ	ペイラ	設置許可本文
92				—	ペイラ	ペイラ	設置許可本文

*1：廃止措置計画書表紙「新燃料及び使用済燃料を燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加

*2：廃止措置計画書表紙「その他の安全装置上必要な監視、照査設備、精査令期設備等について、是適切な監視の実施するよう維持管理すること。」に基づき追加

*3：廃止措置計画書表紙「核燃料の貯蔵及び取扱いの必要な場合、放射線測定装置の搬入は原則として行わないが、射出線が発生する可能性のある区域で貯蔵庫から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

*4：廃止措置計画書表紙「放熱絶縁防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所2号炉

維持管理対象施設の選定結果について(3/4)

備考						
(施設区分 (設置件可本文)		設置率の区分 (設置件可本文)		廃止措置対象施設		
		内 駆	内 駆	判定	使用炉	判定
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105	屋内管理用の主要な設備					
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117	放射線管理設備					
118						
119						
120						
121						
122						
123	敷地内外の固定モニタ					
124	モニタリングサー					
125	環境試料の分析装置及び放射能測定装置					

THE JOURNAL OF CLIMATE

玄海原子力発電所2号炉

対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について(4/4)

※1 廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を貯蔵する施設で保管する期間にあつては、所要の性能を満足するよう当該燃料貯蔵施設及び核燃料物質販取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

管理すること」「基づき加温